

所有している賃貸住宅を活用しませんか

家賃助成住宅・借上型市営住宅の募集

家賃助成住宅

市認定の事業者が管理する民間賃貸住宅へ、市営住宅入居要件に該当する人が入居した場合に、入居者に対し家賃の一部を助成します。この事業の対象となる事業者（個人・法人）と賃貸住宅を募集します。



借上型市営住宅

一定の条件を満たした市内の民間賃貸住宅を、市が借り上げて市営住宅として使用します。



借り上げ期間中は、入居者の有無にかかわらず、戸数に応じた借り上げ料を支払います。この事業の対象となる事業者（個人・法人）の事業計画を募集します。

共通事項

■申し込み…直接都市計画課（江釣子庁舎2階）へ
※詳しくは市のホームページをご覧ください。

■問い合わせ…都市計画課 ☎72-8278

リニューアルオープン記念

市民江釣子野球場の記念イベントを開催

市民江釣子野球場は改修工事を終え、4月1日から使用を再開します。バックスタンドやトイレなどを新しくしました。これに伴い、記念セレモニーと記念試合（専修大学北上高校 対 明秀学園日立高校）を行います（入場自由）。

※駐車は係員の指示に従ってください。
■とき…4月9日（日）【セレモニー】9時～
【記念試合】10時～（雨天中止）
■問い合わせ…スポーツ推進課 ☎72-8270



賃貸住宅の原状回復トラブルに注意

Q 借りていたアパートを退去する際、部屋の傷や汚れの修繕費、清掃費を請求されました。傷は自分が入居する前からあったものですし、清掃費は契約書に記載のない請求です。支払わなければならないのでしょうか？

A アパートなどの借主は、物件の傷や汚れを元に戻す「原状回復義務」を負います。ただし、借主に責任がない損傷や、普通に使用して生じた損耗（通常損耗）、経年劣化による損耗などは含まれません。

賃貸借契約は長期にわたる場合が多く、退去時には相当の月日が経過していることがあります。入居時の状況が分かる記録が残っていないと、問題となる損耗が通常損耗や経年劣化によるものなのか、判断が難しくなります。トラブルを防ぐため、次のことに注意しましょう。①契約前に契約書の内容をよく確認する②入居時に物件の状況をよく確認し記録に残す③入居中にトラブルが起きたら、すぐに貸主に相談する④退去時の精算内容に納得できない点は貸主に説明を求める



北上市消費生活センター
ハニワサン
マスケット 8203

商品・契約トラブル、多重債務など
消費生活に関する相談は

北上市消費生活センター
ハニワサン
☎ 72-8203



REFORM SELECT ROOM

リフォームセレクトルーム

セレクトルームでみつける
「あなただけ」の
暮らしリフォーム

暮らしをもっとステキに。
お客様に寄添い、次の暮らしを
北洲リフォームがご提案します。



HOKUSHU
北洲リフォーム

北洲リフォーム北上支店（本社社屋内）
☎ 0197-64-7375

〒024-0072 北上市北鬼柳23地割61番地1 【営業時間】10:00～17:00 水曜日定休